

平成 31 年 3 月 6 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26512016

研究課題名(和文)生活保護世帯への就労支援と教育支援の効果についての研究

研究課題名(英文)The study of effects of employment assistance programs and educational assistance programs on poor people

研究代表者

四方 理人 (SHIKATA, MASATO)

関西学院大学・総合政策学部・准教授

研究者番号：70526441

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、埼玉県が実施した生活保護受給者に対する就労支援プログラムと教育支援プログラムのデータ分析に基づく定量的な政策評価分析を行うことで、就労困難者や貧困世帯の子どもに対する支援のあり方について考察することを目的とする。主な研究成果として、就労支援の研究については、アスポートの事業所データから、就労困難者の属性や支援内容がどのように就職率に影響したのかを明らかにした。そして、教育支援については、支援対象者の高校進学率は上昇しており、さらに高校中退防止のプログラムの導入により政策的効果が望まれることなどをまとめた。

研究成果の概要(英文)：This study aimed to investigate ways of ameliorating employment difficulties and poverty, and using data from Saitama Prefecture's Comprehensive Support Program for Welfare Recipients (the Asuport Project), evaluate the effects of employment assistance programs and educational assistance programs on poor people. The main results are summarized as follows. First, we demonstrate how the attributes of welfare recipients and the type of support program affect employment rates. Second, we show that the high school matriculation rates for students who participated in educational assistance programs are higher. Third, we advocate for the promotion of these types of educational programs and programs that reduce high school dropout rates.

研究分野：社会政策

キーワード：生活保護 生活困窮者 就労支援 教育支援 政策評価

1. 研究開始当初の背景

2000年代以降、生活保護受給者の増加傾向が続いており、それを受けてセーフティネットの改革が実施されている。2005年に生活保護自立支援プログラムが導入され、各自治体では生活保護受給者の自立を支える取り組みがなされてきた。

さらには2015年度からは生活困窮者自立支援制度が始まり、任意事業ではあるが、各自治体において生活困窮者を対象とした就労支援(就労準備支援事業等)や教育支援(子どもの学習支援事業)が実施されるようになった。

以上のように近年、セーフティネットの領域において、様々な自立支援策が導入されつつある。しかし、生活保護自立支援プログラム、生活困窮者自立支援制度ともに、各自治体は、どのような事業を実施するか任意で決められる。そのため、事業実施に消極的な自治体も一部あるといわれている。

そこで、生活保護自立支援プログラムや生活困窮者自立支援制度の効果についてデータ分析を行い、その政策的意義を明らかにすることが必要と考え、本研究を着想した。

2. 研究の目的

本研究では、生活困窮者自立支援事業のモデルのひとつである埼玉県「生活保護受給者チャレンジ支援事業」(以下、アスポート事業)のデータを用いた分析を行った。アスポート事業では、生活保護受給者に対する就労支援プログラムと教育支援プログラムが実施されており、同事業のデータに基づく定量的な政策評価分析を行うことで、就労困難者や貧困世帯の子どもに対する支援のあり方について考察することができる。

また研究期間中に、生活困窮者自立支援法が導入されたこともあり、同事業の初年度の実施動向についても検討した。さらには、就労支援、住宅支援、教育支援の分野ごとに政策展開についてもまとめ、生活困窮者自立支援法にいたる経緯についてまとめている。

以上の分析から、生活保護世帯・生活困窮世帯の自立支援の政策的意義について検証を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

本研究では制度研究とデータ分析を行っている。制度研究では、2000年代以降に実施された生活保護制度や第2のセーフティネット、生活困窮者自立支援制度に関する実績や課題について文献調査を行った。データ分析については、第1に、アスポート事業データを用いて、就労支援や教育支援の利用者の属性や政策効果について検証を行った。第2に、

2015年4月から12月に実施した生活困窮者自立促進支援モデル事業を実施した119自治体の集計データを用いて、生活困窮者自立支援法の支援状況(相談経路、相談受付、スクリーニング、支援決定、プラン評価の結果)を検討した。

4. 研究成果

本研究では、就労困難者や生活困窮者を対象とした政策動向の分析とアスポート事業のデータを用いた分析を行った。

まず、就労支援の研究においては、生活保護制度の就労支援、失業者を対象にした求職者支援制度、および生活困窮者支援制度の就労支援の近年の動向について検討を行った。その研究を通じて、現状では求職者支援制度は就職率が問われるため訓練を実施する事業者にとっては簡単には就職に結びつくことが難しい就労困難者を排除しがちになる一方、明確に就労困難者を対象とした生活困窮者自立支援制度では就労困難者の生活に必要な現金給付が存在しないため、就労支援を受けるには家族による扶養など生活の基盤がある者に限られることになる点を指摘した(田中・四方、他、2019)。

そして、アスポートの事業所データからは、就労困難者の属性や支援内容がどのように就職率に影響したのかを明らかにした。主な就労支援の特徴は、保護の廃止を伴う就職率は、支援を開始してすぐに最も割合が高くなり、その後低下していく一方、保護の廃止を伴わない就労開始は支援後1年以上たって最も割合が高まっていることである。そこから、就労困難者に対する長期的な支援の結果として就職率が上昇することを指摘した(田中・四方、他、2019)。

教育支援の研究においては、まず生活保護世帯の子どもたちの生活のリズムが不規則であり、日常的な学習習慣が定着していない現状を確認した。そのうえで学習上のサポートだけでなく、家庭内の環境を整えることにも力を入れるべきと述べ、2014年に示された子どもの貧困対策に関する大綱では教育部門と福祉部門の連携が重要であることを強調した(田中2014)。

また、教育支援が効果をあげるためには教育支援が届きにくい生活困窮世帯への教育支援員のアウトリーチが必要であり、加えて高校中退を防止することが望ましいと述べ、埼玉のアスポート事業がそれらの特徴を有していることをまとめた(田中2017b)。また教育支援の実施体制上、学習支援ボランティアの確保が重要であるが、地域社会の課題解決にむけた自治体と大学の連携の意義についても、事例研究から検討を行った(田中・藤枝2015)。

さらに子どもの貧困問題については、『平成26年全国消費実態調査』において子どもの貧困率が低下した要因を検討した(田中2017a)。2009年を基準とした消費者指数で実質化する

と、2009年から2014年にかけて世帯主の勤労収入は減少しているが(世帯主の配偶者の勤労収入は増加)その一方で児童手当を含む非経常収入は増加していることから、(子ども手当導入の経た)児童手当の給付改善が貧困率の低下に影響しているのではないかと議論した。

加えて、生活困窮者自立支援法の実施初年度の支援状況と課題を検討した(田中2017c)、相談経路は本人から連絡や関係機関の紹介が多く、期待されたアウトリーチは少ないこと、支援事業は自立相談支援事業における就労支援が多く、家計相談事業や就労準備事業などは伸び悩んでいること、支援の成果としては就労開始(一般就労)34.4%もあり、生活困窮者であっても就労支援の分野で成果をあげていることを示した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 6件)

渡辺久里子・四方理人、所得・資産を用いた生活保護基準未満世帯の推移、三田学会雑誌、査読あり、111巻4号、2019、87-109

田中聡一郎、生活困窮者自立支援制度はどのようにスタートしたか? : 実施初年度の支援状況と課題、社会保障研究、査読なし、1(4)巻、2017c、748-761

田中聡一郎、子どもの貧困率2%ポイント減を考える : 平成26年全国消費実態調査の検討から、週刊社会保障、査読なし、71(2913)巻、2017a、54-59

四方理人、社会保険は限界なのか?、社会政策、査読なし、9(1)巻、2017、29-47

田中聡一郎・藤枝聡、サービスラーニングは民主主義の学校 : 埼玉県における学習支援と「立教サービスラーニング」、週刊社会保障、査読なし、69(2852)巻、2015、50-55

田中聡一郎、生活保護世帯の子どもたちの教育・生活問題、週刊社会保障、査読なし、68(2797)巻、2014、54-59

[学会発表](計 4件)

四方理人、社会保険は限界なのか? - 社会保険料と税負担の実証分析による知見から、社会政策学会第133回大会、同志社大学(京都府京都市)、2016-10-15

四方理人・百瀬優・山田篤裕、障害等により手助けや見守りを要する人の貧困と生活実態

に関する研究、社会政策学会第131回大会、西南学院大学(福岡県福岡市)、2015-11-01

Masato Shikata, Japanese employment system and earning inequality, The 12th EASP (East Asian Social Policy research network) annual conference
発表場所 Lee Kuan Yew School of Public Policy, National University of Singapore (NUS), Singapore, 2015-07-30

四方理人、コメント「東アジアにおける公的扶助の再構築 日本と中国の新たな模索」、社会政策学会第130回大会、お茶の水女子大学、2015年6月28日

[図書](計 4件)

駒村康平・田中聡一郎・四方理人・金井郁・岩永理恵、新泉社、検証・新しいセーフティネット 生活困窮者自立支援制度と埼玉県アスポーツ事業の挑戦、2019、264

4

山田篤裕・駒村康平・四方理人・田中聡一郎・丸山桂、有斐閣、最低生活保障の実証分析、2018、244(13-28、29-45、63-78、79-99、100-122、143-165、166-181)

西原廉太・中川英樹・今田晶子・伊藤秀弥・藤枝聡・小玉重夫・林大介・原田晃樹・田中聡一郎・高野孝子・逸見敏郎・佐藤一宏、北樹出版、リベラルアーツとしてのサービスラーニング: シティズンシップを耕す教育、2017b、207(125-139)

西村淳・上村敏之・田中伸至・田中聡一郎・常森裕介・長沼建一郎・西森利樹・福島豪・丸谷浩介、東洋経済、社会保障の基礎、2016、345(111-135)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:

番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

四方 理人 (SHIKATA, Masato)
関西学院大学・総合政策学部・准教授
研究者番号：70526441

(2) 研究分担者

田中 聡一郎 (TANAKA, Soichiro)
関東学院大学・経済学部・講師
研究者番号：40512570

(3) 連携研究者

()

研究者番号：

(4) 研究協力者

()